

## 先輩就農者からひとこと

田中さん夫妻 平成 23 年就農／多品目露地野菜



私たちは東京からの1ターンで平成 22 年に下松市に移住してきました。右も左も分からなかった私たちですが、市農林水産課の職員の方や地元の皆さんに1つ1つ教えていただき、翌年の平成 23 年に切山地区にて新規就農することが出来ました。現在は、1 ヘクタール程の畑で年間 50 種類の野菜を無農薬、無施肥で栽培し、野菜セットにして販売しています。農業経営は厳しい一面もありますが、季節を感じながら仕事出来る素晴らしい職業だと感じています。下松市は市街地の近くに農地が点在し、どの地域で就農しても 20 分程で商業地域へのアクセスができます。農業をしながら普段の生活がおくれるのが良いところです。ほどよい田舎、ほどよい都会の下松市で就農してみませんか。お待ちしております！

松村さん 平成 29 年就農／ナス・ニンジン等

平成 23 年に東京から妻の実家のある下松へ来ました。多くの人が笑顔になれる野菜を作りたいと思い、2 年間の研修を経て、35a の農地で平成 29 年 4 月に就農しました。1 年目は、ナスを中心に栽培しましたが、ほ場準備の遅れによって、管理が追いつかず、計画した経営には程遠い結果となり、農業の難しさを実感しました。しかし、農業は一筋縄でいかないからこそ充実感もあり、面白くもあります。農業の支援体制がしっかりした下松で、農業をやりたいという仲間がたくさんできるよう頑張りたいと思います。



弘中さん 平成 29 年就農／トマト・キュウリ等

私は、下松市出身で、小さい頃から祖父母の畑で遊んでいたことから農業に興味を持ちました。山口県立農業大学校を卒業後、農業法人へ勤め、自分で農業をしたい！という思いが強くなり就農に至りました。下松市は工業で栄える街ですが、農業でも盛り上げていけるよう少しでも貢献していけたらと思います。農業は考えるより行動！すごく人間味の溢れる職業だと思います。思い通りにならない事も多いですが、『美味しい』の一言はプライスレス！



## 下松市農業公園

食育活動や自然体験の拠点施設として、平成 21 年に開園しました。「来巻にんにく」の収穫体験をはじめとして、毎年、約 10 種類の農業体験を実施しています。



下松市公式マスコットキャラクター「くだまる」

## お問合せ先

【総合窓口】 下松市 農林水産課 〒744-8585 下松市大手町 3-3-3  
電話番号：(0833)45-1844 e-mail：nourin@city.kudamatsu.lg.jp

| 関係機関名               |            | 電話番号          |
|---------------------|------------|---------------|
| 下松市農業委員会事務局         |            | (0833)45-1877 |
| 山口県周南農林水産事務所 担い手支援課 |            | (0834)33-6456 |
| 山口県農業協同組合 指導販売課     |            | (0833)45-6011 |
| (公財)やまぐち農林振興公社      | 担い手・新事業支援部 | (0835)28-7598 |
|                     | 農地中間管理事業部  | (083)924-0067 |

令和 7 年作成：下松市

# くだまつ 山口県下松市で 農業をはじめませんか？



人口：56,347 人  
世帯数：26,930 世帯  
面積：89.34km<sup>2</sup>  
(令和 7 年 3 月末時点)

## ～主要交通機関～

- 【 車 】 山陽自動車道、徳山東 I.C.より約 10 分  
山陽自動車道、熊毛 I.C.より約 25 分
- 【 鉄道 】 山陽新幹線徳山駅下車、山陽本線乗換え JR 下松駅下車
- 【 飛行機 】 東京(羽田)→100 分→岩国錦帯橋空港→車で約 60 分  
東京(羽田)→100 分→山口宇部空港→車で約 70 分



下松市は、山口県の東南部に位置し、南部は瀬戸内海に面した温暖な瀬戸内海型気候、北部は標高 200m から 300m の内陸型気候となっています。古くから水稻を主体とする農業生産を展開してきましたが、近年は、露地野菜を中心に農業経営をする新規就農者が増加しています。

## 都市と自然のバランスのとれた

住みよさランキング山口県 No.1\*の下松市で

農業をはじめてみませんか？

※東洋経済新報社「都市データバック 2025 年版」

## 農業をはじめる前に

### ○どんな農業をするのか

専業農家か兼業農家、販売農家か自給的農家、個人経営か法人経営等、農業には様々なスタイルがあります。

### ○独立就農＝「起業」

独立して農業をはじめるということは、新しく事業を起こし、経営者になるということです。そのため様々な技術、体力と気力を必要とします。

### ○資金の確保が必要

種苗代、肥料代等のほか、農地の借地料、農機具の用意等、かなりの出費が必要になります。また、生計が成り立つまでに時間がかかることもあり、当面の生活費が必要になります。

### ○家族の同意

厳しい自然との闘いでもある農業では、上手くいかないことも多く、資金や労働力の不足に悩まされることもあります。そのような時に頼りになり、また精神的な支えになるのは家族です。

### ○地域住民とのつながり

農村の暮らしは、地域住民の助け合いで成り立っているのです、地域の一員となる必要があります。

本気で農業をはじめる方を応援します!!

## 認定新規就農者に対する主な支援事業

| 事業名等                       |        | 内容                                | 補助率等                     |
|----------------------------|--------|-----------------------------------|--------------------------|
| 新規就農者<br>育成総合対策<br>(国、県、市) | 就農準備資金 | 県が認める研修期間等の研修生に対する資金の助成(最長2年)     | 交付額:最大 150 万円/年          |
|                            | 経営開始資金 | 新たに経営を開始する方に対する資金の助成              | 交付額: 150万/年<br>(最長3年間)   |
| 青年等就農資金<br>(国、政策金融公庫)      |        | 新規就農者向け施設等整備資金(無利子)               | 貸付限度額:3,700 万円           |
| 新規就農者農地確保支援事業<br>(県、市)     |        | 農地中間管理機構を通じて農地を借りた場合、賃借料(5年以内)を支援 | 補助率:10/10                |
| 新規就農者支援事業(市)               |        | 就農初期段階で必要とする施設・機械の取得等を支援          | 補助率:1/2 以内<br>(上限 30 万円) |

## その他の支援事業

| 事業名等                 |  | 内容                                      | 補助率等                               |
|----------------------|--|-----------------------------------------|------------------------------------|
| パイプハウス設置助成(市)        |  | パイプハウス、雨よけハウスの設置を支援                     | 補助率:1/4(上限 20 万円)                  |
| 暗渠排水対策事業助成(市)        |  | 暗渠排水整備に要する掘削費及び資材費の一部を助成                | 補助率:1/3(上限 10 万円)                  |
| 農業用機械購入支援事業(市)       |  | トラクター、コンバイン等30万円以上の農業用機械の購入経費の一部を補助     | 補助率:1/3(上限 15 万円)<br>※認定農業者への上乗せあり |
| 鳥獣防除柵等設置事業補助金<br>(市) |  | イノシシ等から農作物の被害を未然に防止する防除柵等の一部を補助         | 補助率:1/2(上限 10 万円)                  |
| 荒廃農地対策事業助成(市)        |  | 荒廃した農地を再生し、5年以上耕作する人を対象に、再生にかかる費用の一部を補助 | 補助額:2,500 円/a                      |

※各種事業には要件があります。詳細は下松市農林水産課(0833-45-1844)までお問い合わせください。

## 一般的な就農のプロセス

必要な情報や知識を収集して、どんな農業をしたいか考えてみましょう。  
必要に応じて、市・農業委員会・農林水産事務所・JAの各担当が集まり、相談会を開催します。

### ステップ1 情報収集・就農相談



### ステップ2 技術の習得



農業経営に必要な栽培技術や経営知識を習得する必要があります。  
基礎的な農業技術を身につけるために、山口県立農業大学校に開設されている「やまぐち就農支援塾」で研修を受けることができます。  
体験希望者向けの数日間の研修から、就農希望者向けの1年間の研修まで様々なコースがあります。  
必要に応じて、栽培農家から指導を受けましょう。

### ステップ3 就農準備



研修等を受けながら、就農のための準備を進めましょう。  
○農地の確保  
農地を所有していない方は、貸借等により、農地を確保することができます。  
○計画の作成  
実際に農業を営むための経営プランである「営農計画」を作成しましょう。  
作目の選定から農地面積や労働力予測、販売計画(直売所、共同販売等)や資金計画まで、あらゆることを考えながら無理のないプランを立てましょう。  
なお、青年等就農計画(原則 18 歳以上 45 歳未満)を作成して市の認定を受けた「認定新規就農者」になることで、様々な補助事業等を受けることができます。  
そのほかにも、必要な資金や農機具等を確保しましょう。

### ステップ4 就農

農業経営を開始します。  
就農後もフォローアップを行います。

